

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第101期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 トナミホールディングス株式会社

【英訳名】 Tonami Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 綿貫勝介

【本店の所在の場所】 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

【電話番号】 0766(32)1073番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理グループ担当 佐藤公昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番4号
トナミホールディングス株式会社 東京事務所

【電話番号】 03(3664)5403番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理グループ財務部長 齋藤英三郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第100期 第3四半期 連結累計期間	第101期 第3四半期 連結累計期間	第100期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
営業収益	(百万円)	104,662	100,082	138,167
経常利益	(百万円)	5,825	5,344	7,329
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	3,819	3,341	4,125
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,888	4,432	2,387
純資産	(百万円)	72,732	75,012	71,225
総資産	(百万円)	148,237	151,946	145,531
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	421.37	368.73	455.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	49.0	49.2	48.9

回次		第100期 第3四半期 連結会計期間	第101期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	149.81	186.24

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社においても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（2020年4月1日～2020年12月31日、以下「当第3四半期」という。）における日本経済は、経済活動の段階的な再開により持ち直しの動きもみられますが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響により、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

物流業界におきましても、国内貨物輸送量は10月から12月において回復傾向となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による消費や生産の落ち込みの影響により、対前年では減少傾向となっております。また、労働力不足への懸念についても、少子高齢化および、輸送の多頻度・小口化進展など構造的な課題は解消しておらず、労働環境の改善対応にともなう人件費や必要コストの増大への対応など、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、本年が最終年度となる第21次中期経営計画（2018年4月1日～2021年3月31日）において、「持続的な成長企業への進化！！ Try & Growth “2020”」をスローガンのもと、働き方改革を経営の中心に据え、社内環境の改善活動を進めるとともに、コロナショックにより激変した事業環境下においても、安定した事業継続にむけた経営基盤を確立するため、コストコントロールの強化による収益性の改善に努めております。

物流関連事業においては、2020年7月31日付の新生倉庫運輸株式会社につき、2020年12月21日付で本年度2社目となる御幸倉庫株式会社について、グループ連結子会社化を行い、物流事業基盤の更なる強化を行いました。

また、貨物輸送量の対前年での減少傾向が続く中、事業部門間の営業情報を共有し、新規顧客拡販・既存顧客深耕による事業収益の拡大と、多様化する荷主企業の物流ニーズに沿うサービスの提案を通じた3PL（サードパーティロジスティクス）をはじめとする事業の拡大に努めました。

その結果、当社グループの当第3四半期における経営成績は、営業収益において100,082百万円と、前年同四半期に比べ4,579百万円（4.4%）の減収となりました。

利益面におきましては、コストコントロール機能の強化として貨物輸送量の減少に応じた戦力の見直しと効率的な運送形態の構築による輸送業務の内製化と、IoTを活用した事務作業の生産性向上などの取組みに注力するとともに、貨物開発などの収益拡大取組による、利益基盤の再構築に努めましたが、営業利益は4,787百万円と、前年同四半期に比べ715百万円（13.0%）の減益となりました。

経常利益は5,344百万円と、前年同四半期に比べ480百万円（8.3%）の減益となりました。

また、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,341百万円を計上し、前年同四半期に比べ477百万円（12.5%）の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

物流関連事業

当第3四半期における物流関連事業は、貨物輸送量の減少などにより営業収益は91,753百万円と、前年同四半期に比べ4,135百万円(4.3%)の減収となりました。

セグメント利益は、4,365百万円を計上し、前年同四半期に比べ633百万円(12.7%)の減益となりました。

情報処理事業

情報処理事業における営業収益は2,252百万円で、前年同四半期に比べ11百万円(0.5%)の減収となりました。

セグメント利益は260百万円を計上し、前年同四半期に比べ106百万円(29.0%)の減益となりました。

販売事業

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業等の販売事業における営業収益は4,746百万円と、前年同四半期に比べ410百万円(8.0%)の減収となりました。

セグメント利益は174百万円を計上し、前年同四半期に比べ0百万円(0.1%)の増益となりました。

その他では、自動車修理業、その他事業などで営業収益1,329百万円を計上し、前年同四半期に比べ22百万円(1.6%)の減収となりました。

セグメント利益は141百万円を計上し、前年同四半期に比べ42百万円(42.5%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は151,946百万円となり、前連結会計年度に比べ6,414百万円(4.4%)増加しました。

流動資産は58,424百万円となり、前連結会計年度と比べて55百万円(0.1%)減少しました。主な要因は、営業未収入金が1,259百万円増加した一方で、現金及び預金が995百万円、受取手形194百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定資産は93,522百万円となり、前連結会計年度と比べて6,470百万円(7.4%)増加しました。主な要因は、有形固定資産で土地が1,784百万円、機械装置及び運搬具が648百万円、投資その他の資産で投資有価証券が2,047百万円等、それぞれ増加したことなどによります。

負債は76,934百万円となり、前連結会計年度に比べ2,627百万円(3.5%)増加しました。

流動負債は39,875百万円となり、前連結会計年度と比べて1,681百万円(4.4%)増加しました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金2,469百万円増加した一方で、賞与引当金が1,046百万円、未払法人税等が899百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は37,058百万円となり、前連結会計年度と比べて946百万円(2.6%)増加しました。主な要因は、繰延税金負債が830百万円増加したことなどによります。

純資産は75,012百万円となり、前連結会計年度に比べ3,787百万円(5.3%)増加しました。これは主として親会社株主に帰属する四半期純利益を計上するなどして利益剰余金が2,447百万円、その他有価証券評価差額金が1,125百万円それぞれ増加したことなどによります。

以上により、自己資本比率は前連結会計年度の48.9%から49.2%となりました。

(3) 重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更を行っております。詳細につきましては「第4 経理の状況 注記事項(追加情報)」に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、本年6月26日に開示の後に、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題として新たな追加事項はございません。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1.基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、グループ事業の総合力、偏りのない優良な顧客資産の構築、地道な現場力と健全な財務体質、中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2.基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

(a)中長期的な企業価値向上のための取り組み

当社は、2018年度から2020年度までの「中期経営3ヶ年計画」を実施しており、当該計画の業績目標の達成に向けた成長戦略の展開に邁進してまいります。その概要は以下の通りです。

)スローガン『持続的な成長企業への進化!! Try & Growth "2020"』

)中期グループビジョン

「安定成長企業へと進化する」3ヶ年と位置付け、働き方改革の推進による「安心・安全・安定」した労働環境を提供し、持続的な成長を実現する「人にやさしい企業グループ」を目指すとともに、実績とノウハウに裏付けられた質の高いサービスを提供し、ステークホルダーからの信頼を得られるよう、一層の企業価値向上に努めてまいります。

)基本方針

- ・市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる
- ・働き方改革の推進をはかる
- ・制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる
- ・高品質経営を推進する
- ・グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる
- ・M & A 推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる

(b)内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値及び株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築を図り、企業価値向上にむけて取り組んでおります。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みとして、当社は、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化のため、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を2名選任し、その全員を東京証券取引所が定める独立性基準を満たした独立役員として届け出ております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会決議に基づき更新しております（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時としております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,920,000
計	29,920,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,761,011	9,761,011	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	9,761,011	9,761,011		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年12月31日		9,761		14,182		3,545

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 696,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 6,100		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,997,600	89,976	同上
単元未満株式	普通株式 61,311		同上
発行済株式総数	9,761,011		
総株主の議決権		89,976	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権の数5個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トナミホールディングス株式会社	高岡市昭和町 3丁目2番12号	696,000		696,000	7.12
(相互保有株式) 東砺運輸株式会社	名古屋市西区浮野町75番地	6,100		6,100	0.06
計		702,100		702,100	7.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,655	31,660
受取手形	3 2,985	3 2,791
営業未収入金	19,242	20,501
たな卸資産	788	755
未収還付法人税等	561	358
その他	2,369	2,520
貸倒引当金	123	163
流動資産合計	58,480	58,424
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	19,350	19,804
機械装置及び運搬具(純額)	2,459	3,107
土地	40,859	42,643
その他(純額)	7,112	8,686
有形固定資産合計	69,781	74,242
無形固定資産		
のれん	349	293
その他	841	715
無形固定資産合計	1,190	1,009
投資その他の資産		
投資有価証券	10,881	12,929
破産更生債権等	69	87
繰延税金資産	765	734
退職給付に係る資産	-	60
その他	4,914	5,082
貸倒引当金	550	624
投資その他の資産合計	16,079	18,270
固定資産合計	87,051	93,522
資産合計	145,531	151,946

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3 1,058	3 1,019
営業未払金	12,016	11,912
短期借入金	8,310	8,570
1年内返済予定の長期借入金	313	2,782
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	1,381	482
未払消費税等	1,293	976
賞与引当金	1,425	379
その他	7,395	8,752
流動負債合計	38,193	39,875
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	7,458	6,796
再評価に係る繰延税金負債	3,523	3,523
役員退職慰労引当金	170	209
債務保証損失引当金	57	62
退職給付に係る負債	7,369	7,464
繰延税金負債	2,095	2,926
その他	5,437	6,075
固定負債合計	36,112	37,058
負債合計	74,306	76,934
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,182	14,182
資本剰余金	11,699	11,699
利益剰余金	38,294	40,742
自己株式	2,066	2,069
株主資本合計	62,109	64,554
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,241	4,367
土地再評価差額金	5,862	5,862
退職給付に係る調整累計額	43	82
その他の包括利益累計額合計	9,060	10,146
非支配株主持分	54	311
純資産合計	71,225	75,012
負債純資産合計	145,531	151,946

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
営業収益	104,662	100,082
営業原価	93,729	90,034
営業総利益	10,932	10,048
販売費及び一般管理費	5,430	5,260
営業利益	5,502	4,787
営業外収益		
受取利息	126	118
受取配当金	197	209
受取家賃	80	80
持分法による投資利益	79	89
新型コロナウイルス感染症による 雇用調整助成金等	-	213
その他	154	97
営業外収益合計	638	808
営業外費用		
支払利息	166	187
社債発行費	67	-
貸倒引当金繰入額	59	19
その他	21	43
営業外費用合計	315	251
経常利益	5,825	5,344
特別利益		
固定資産売却益	132	94
負ののれん発生益	-	455
受取保険金	158	19
その他	2	3
特別利益合計	293	572
特別損失		
固定資産売却損	13	18
固定資産除却損	45	46
投資有価証券評価損	3	300
減損損失	-	293
災害による損失	31	-
その他	29	32
特別損失合計	124	692
税金等調整前四半期純利益	5,994	5,225
法人税、住民税及び事業税	1,663	1,483
法人税等調整額	494	394
法人税等合計	2,157	1,878
四半期純利益	3,836	3,347
非支配株主に帰属する四半期純利益	17	5
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,819	3,341

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
四半期純利益	3,836	3,347
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	102	1,122
退職給付に係る調整額	49	39
持分法適用会社に対する持分相当額	0	2
その他の包括利益合計	52	1,085
四半期包括利益	3,888	4,432
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,871	4,428
非支配株主に係る四半期包括利益	17	4

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度末に新型コロナウイルス感染症拡大による、減損処理の判定や繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積もりの仮定について、外出自粛・休業要請解除後に貨物量の回復はある程度見込まれるものの、感染拡大前の水準に回復するまでに半年程度は要するものとの仮定を基礎として行っておりました。

昨年5月に緊急事態宣言は一旦解除されましたが、感染者数は再び増加傾向に転じ、経済活動の回復は低調に推移しております。政府から発出される情報、日本国内や諸外国の状況等を参考とした上で、当第1四半期連結会計期間において貨物量が感染拡大前の水準に回復するまでには、当連結会計年度の期首から1年程度は要するものとの仮定を見直しました。当該変更が、当第3四半期連結累計期間の財務諸表に与える影響は軽微であります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響がさらに長期化する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
アルハイテック(株)	13百万円	10百万円
托納美物流大連有限公司	51 "	62 "
広島西部流通倉庫団地協同組合	- "	1,066 "
計	65百万円	1,139百万円

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	2百万円	3百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の処理方法

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済があったものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	- 百万円	169百万円
支払手形	- "	224 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	3,858百万円	3,703百万円
のれんの償却額	56 "	55 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	453	50.0	2019年3月31日	2019年6月25日	利益剰余金
2019年11月8日 取締役会	普通株式	453	50.0	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	453	50.0	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
2020年11月6日 取締役会	普通株式	453	50.0	2020年9月30日	2020年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	情報処理 事業	販売 事業	計				
営業収益								
外部顧客に対する営業収益	95,888	2,263	5,157	103,310	1,352	104,662	-	104,662
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	33	334	3,177	3,545	89	3,634	3,634	-
計	95,922	2,598	8,335	106,855	1,441	108,297	3,634	104,662
セグメント利益	4,999	366	174	5,540	99	5,639	136	5,502

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車修理業やその他事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 136百万円にはセグメント間消去564百万円と各報告セグメントに配分していない全社費用 700百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない財務諸表提出会社の費用です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	情報処理 事業	販売 事業	計				
営業収益								
外部顧客に対する営業収益	91,753	2,252	4,746	98,752	1,329	100,082	-	100,082
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	31	280	2,653	2,965	97	3,063	3,063	-
計	91,784	2,533	7,400	101,718	1,427	103,146	3,063	100,082
セグメント利益	4,365	260	174	4,800	141	4,941	154	4,787

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車修理業やその他事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 154百万円にはセグメント間消去596百万円と各報告セグメントに配分していない全社費用 750百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない財務諸表提出会社の費用です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「物流関連事業」セグメントにおいて、収益性が著しく低下した資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

なお、当期減損損失の当第3四半期連結累計期間における計上額は293百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当第2四半期連結会計期間の「物流関連事業」において、新生倉庫運輸株式会社の株式取得による連結子会社化にともない、負ののれんが発生しております。これにともない、当第2四半期連結累計期間において負ののれん発生益455百万円を特別利益として計上しております。

なお、負ののれん発生益については当第3四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定をした金額であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	421円37銭	368円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,819	3,341
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,819	3,341
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,064	9,063

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第101期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)中間配当については、2020年11月6日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	453百万円
1株当たりの金額	50円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 富山事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 孝典	印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトナミホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。